

福島市待機児童対策推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市の重要課題である「待機児童対策」を推進するため、「福島市待機児童対策推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保育所等待機児童の解消に関すること。
- (2) その他保育施策推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて推進会議を招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、推進会議の運営上必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 推進会議の事務を処理するため、こども未来部幼稚園・保育課に事務局を置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。